

令和8年1月5日

水道メーター購入及び更生仕様書

豊中市上下水道局

目 次

1. 水道メーター購入及び更生仕様書 共通事項
2. 水道メーター購入仕様書(ネジ式 口径 13～50 mm) [乾式(機械式・電子式)]
3. 水道メーター購入仕様書(フランジ式 口径 50～100 mm) [乾式(機械式・電子式)]
4. 水道メーター購入仕様書(フランジ式 口径 75～250 mm) [電磁式(直読式・遠隔式)]
5. 水道メーター更生仕様書 (口径 13～40 mm)
 - 別紙1：上ケース刻印方法
 - 別紙2：メーター蓋表示方法
 - 別紙3：パッキン寸法図
 - 様式1：水道メーター納品明細書
 - 様式2：更生用メーター預かり状況
 - 様式3：更生用メーター返却理由書

第1章 水道メーター購入及び更生仕様書 共通事項

1. 目的

本仕様書は、豊中市上下水道局（以下「局」という。）が使用する水道メーター（以下全章において「メーター」という。）の新規購入及び更生に関する必要な事項を、定めることを目的とする。

2. 適用法令及び適用規格

納入者が製造及び更生し納入するメーターは、次の法令、その他関連する関係法規並びに適用規格等による。

- (1) 計量法（平成4年5月20日法律第51号〔改正平成23年8月30日〕。以下「法」という。）及び特定計量器検定検査規則（平成5年10月26日通商産業省令第70号〔改正平成23年3月14日経済産業省令第4号〕）
- (2) 水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号〔改正平成16年3月19日政令第46号〕）に定める厚生労働省令（平成9年3月19日第14号〔改正平成23年1月28日厚生労働省令第11号〕「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」）
- (3) 日本産業規格及びその引用規格
 - JIS B 8570-1 （水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）
 - JIS B 8570-2 （水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用）
 - JIS B 7554 （電磁流量計）
- (4) その他関連する法令等

3. 提出書類

提出書類は次表のものとする。

名 称	記載内容	備考
納品書	口径、数量 等	
水道メーター納品明細書	[様式1] 参照	
メーター成績表	口径、メーター番号、 検定有効年月、器差 等	書面1部 電子データ(Excel)1部
更生用メーター預かり状況	[様式2] 参照	※更生メーターの受注者のみ
更生用メーター返却理由書	[様式3] 参照	※更生メーターの受注者のみ

※提出書類の大きさはA4版とする。

4. メーターの口径、種類

- (1) 局が発注するメーター購入及び更生は、各メーターの口径及び種類ごとの仕様書を参照のこと。
- (2) 局が購入及び更生するメーターは、次表のとおりとする。

Q ₃ (m ³ /h)	Q ₃ /Q ₁ ※	口径 (mm)	接続方法	種類及び表示
	(R)			
2.5	100	13	ネジ	種類⇒接線流羽根車乾式(機械式・電子式) 表示⇒機械式:(デジタル表示)、電子式(液晶デジタル表示)
4		20		
6.3		25		
10		30		
16	100	40	ネジ	種類⇒たて型軸流羽根車(機械式・電子式) 表示⇒機械式:(デジタル表示)、電子式(液晶デジタル表示)
		50		
40	100	50	フランジ	種類⇒たて型軸流羽根車(機械式・電子式) 表示⇒機械式:(デジタル表示)、電子式(液晶デジタル表示)
63		75		
100		100		
63以上	160 以上	75	フランジ	種類⇒電磁式 表示⇒液晶デジタル表示式
100以上		100		
400		150		
630		200		
630		250		

※Q₃/Q₁(R)は表中の値以上とする。

5. 用語の定義

- (1) 「口径」とは、接続する給水管の呼び径をいう。
- (2) 「接線流羽根車」とは、計量室内に設けた羽根車にノズルから接線方向に噴射水流を当て、羽根車を回転させる構造をいう。
- (3) 「たて型軸流羽根車」とは、流水が垂直方向に軸流方向から羽根車に回転を与える構造をいう。
- (4) 「遠隔式」とは、メーター本体の表示機構のほかに、メーターから離れた場所で、計量値を表示するための信号を、外部に出力する機構を接続できる構造をいう。
- (5) 「電子式」とは、羽根車の回転を電子装置により検出、演算処理するものをいう。
- (6) 「電磁式」とは、電磁流量計によるものをいう。
- (7) 「デジタル表示」とは、計量値を数字車等の表示によって、積算表示する表示機構の方式を有するものをいう。本仕様書では分量表示の一部又は全部に、アナログ指示を用いている表示機構についても、デジタル表示と呼ぶ。

6. メーターの承認

メーターの構造等は、予め局に承認図書（法及び水道法施行令の性能基準適合を証明するもの、申請図、性能試験成績表、製品仕様書等）を正副2部提出し、承認を受けるものとする（「豊中市水道メーター承認基準」参照）。承認事項に変更が生じた時は、速やかに変更承認願書と必要な図書を添付して承認を得るものとする。

7. メーター番号

メーター番号は、局が指定する番号を上蓋及び上ケースの指定する箇所に、アラビア数字で鮮明に刻印するものとする。（電磁式の場合、上蓋のみの刻印で可とする。）

8. 附属品

(1) メーターパッキン

- ① メーター1個につき、メーターパッキン（ネジ接続はユニオンパッキン、フランジ接続は上水フランジパッキンとする）を2枚添付すること。更生メーターの納品時は、袋または箱に入れて納入すること。
- ② メーターパッキンは、次の i または ii の仕様とする。
 - i フランジ接続式は、プラスパッキン（SBR）、厚さは5mm（[別紙]参照）とする。ただし、フランジパッキンは柄付幅広とする。
 - ii ネジ接続式は成形品、材質を合成ゴム（NBR）、JIS K 6353「水道用ゴムⅢ類 硬度（HS）80」相当、厚さは3mm（口径13～50mm）（[別紙]参照）とする。

- (2) ネジ式の口径13～50mmまでのメーターの納品は、接合ねじの保護及びゴミの混入を防ぐためキャップを取付け、プラスチック箱に局が指定する個数を入れて納入すること。
フランジ式の口径50mm以上のメーターは、フランジの保護を行い適切な梱包をして納入すること。

(3) ボルト・ナット類

- ① ボルト・ナット類は、メーター口径毎に適切に梱包して納入すること。
- ② ボルト・ナット類は、次の i、ii の仕様とすること。
 - i 水道メーター（フランジ式 [口径50～100mm(機械式・電子式)]、フランジ式 [口径75～250mm(電磁式)]）のボルト・ナット類は以下によるものとする。
 - 1) ボルト・ナットの材質は、SUS304とし、焼付け防止処理を行うこと。
 - 2) ボルト・ナットは、日本水道協会検査合格品と同等品以上とすること。
 - 3) 平ワッシャーは、JIS規格またはISO規格に準ずる同材質とすること。
 - ii 水道メーター（[口径75～250mm（電磁式）]）に使用する取付けボルト・ナット [通称:通しボルト・ナット] は、上記1～3) と同等品以上とすること。

9. 電子式(通信線付き)メーターの共通事項

- (1) 防水構造は、メーターボックス内が冠水することも考慮し、保護等級(JIS C 0920) IP67 以上とする。
- (2) 電源は、原則として電池式とし、内臓・外付けは問わないが、いずれも上記の防水構造以上とすること。また、電池の寿命は、メーターの検定有効期限よりも1年以上メーターが正常に作動するものを使用すること。
- (3) 計量結果及びその他情報を外部に出力し、パラメーター及び機能等の設定を外部から行う有線通信機能<8ビット電文(黒・白線)、パルス(赤・緑線)>4線を有すること。8ビット電文は、東京都水道局自動検針メーター通信機能仕様 Ver2.6A に準拠すること。また、出力線長さは15mを基本とするが、詳細は、局と協議すること。なお、パラメーター及び機能等は別途指定する内容により設定すること。

10. その他の共通事項

- (1) メーターの圧力損失は、定格動作条件($Q_1 \sim Q_3$)の範囲内で最大圧力損失は0.063MPaを超えてはならない。
- (2) メーターの圧力検査は、最大許容使用圧力(1.0MPa)の1.6倍(1.6MPa)の圧力で1分間行い、漏れがあってはならない。
- (3) メーター蓋は、ABS樹脂製のものでかぶせ蓋とし、テーキング座へのメーター番号の刻印は〔高さ6~7.5mm、幅4~5mm、深さ特に指定無し〕とし、3、8、9の字体は、上下各方向から見て判別できるものとする。([別紙]参照)
- (4) デジタル表示
 - ① メーターの積算指示部は、十分な強度を有するレジスターボックス内に組み込んで密封するとともに、水分等の浸透を防げる材質を使用し、水滴の付着によるくもりの発生を防止すること。
 - ② メーターの積算指示部は、直読式及び円読式の併用とし、直読部の数字車はその隣接する下位の桁が9から0へ変わるとき以外は、常に数字が表示窓の中心にあること。また、自動検定用8面体パイロットの色は、反射面を除き赤色とする。
 - ③ メーターの積算指示部の数字車の m^3 表示分は、黒地に白の数字、100L表示部は、白地に赤の数字とし、表示部窓枠は、数字が鮮明に見える形状及び色調とする。また、数字のうち3、8、9の字体は、上下各方向から見て判別できるものとする。([別紙]参照)
- (5) 液晶デジタル表示
 - ① 液晶部は水分等の浸透を防げる材質を使用し、水滴の付着によるくもり、電池切れの発生を防止すること。
 - ② 液晶デジタル表示は、瞬時に作動するものでなければならない。
- (6) 流れの方向を示す標識は、直読部の数字から下方向とする。また、指示面には流れの方向を示す標識以外に、まぎらわしい記号を表示しないこと。
- (7) 検定証印又は基準適合証印は、次のいずれかとする。

ア：計量法第72条第1項に規定する検定証印

イ：計量法第96条第1項に規定する基準適合証印（ウによるものを除く）

ウ：指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第3項に基づき認められた基準適合証印<シール>（平成13年独立行政法人産業技術総合研究所公告第30号による）

* 証印玉の場合も「有効期間満了」が分かるように蓋裏面にシールで表示すること。

10. 納品

(1) 納期は、局が指示する。

(2) 納入場所は、原則として豊中市上下水道局庁舎内(豊中市北桜塚4丁目11番18号)とする。納品作業に必要な用具類は、納入者が用意する。

(3) 納品するメーターは、納入日の直前に検定検査を受け合格したものを原則とし、検定検査に合格後又は基準適合確認後、2か月以内に納品するものとする。

(4) 納入場所において、仕様書その他提出書類により、数量の確認、外観・寸法検査、検定証印又は基準適合証印の確認、厚生労働省令に適合した耐圧性能と浸出性能の確認等納品検査を行う。また、検査の結果不合格となったメーターについては、局の指示に従い、速やかに対応すること。

(5) 納品するメーターの指示数は0.900~0.999 m³とすること。(口径13~40mm)

11. 保証

(1) メーターの保証期間は、納入完了日から起算して1年後までの期間とし、この期間内にメーターそのものの瑕疵に基づく異常が生じた場合は、納入者の責任において所要の修理をするか、又は新品と交換するものとする。

(2) 納入者は検定有効期間内にメーターの異常が疑われた場合は、原因調査を行い局に速やかに報告するものとする。

(3) 電子式及び電磁式メーターの電源装置は、交換不能な電池電源とし、自己放電による減耗を含めて通常使用状態において、8年以上の期間、メーターが正確かつ確実に機能するものとする。

12. 疑義

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、局の解釈によるものとする。

第2章 水道メーター購入仕様書（ネジ式 口径13～50mm）

〔乾式(機械式・電子式)〕

1. 購入するメーターの種類は、口径13～30mmは接線流羽根車式、口径40mmと口径50mmはたて型軸流羽根車式の乾式の機械式又は電子式とする。

2. メーターの外観寸法は、次表を原則とする。

(単位：mm)

口径(mm)	13	20	25	30	40	50	備考
全長	100	190	225	230	245	245	
高さ	約88	約105	約105	約115	約145	約150	
幅	約89	約100	約100	約108	約126	約126	
流入(出)口 中心高	23	35	35	40	45	66	
取付 ねじ部	外形	26.44	33.25	41.91	47.80	59.62	75.18
	長さ	11	13	15	17	20	23
	山数	14	11	11	11	11	11
ねじの呼び	G 3/4	G 1	G 1 1/4	G 1 1/2	G 2	G2 1/2	JIS B 0202 管用 平行ねじのB級

3. メーターの積算指示部の数字車の桁数及び直読と円読の区分は、次表のとおりとする。

① 機械式

口径(mm)	直読部	円読部
13～25	数字桁数 5桁	
	上位4桁 m ³ 表示	10L位
	下位1桁 100L表示	1L位
30～50	数字桁数 6桁	
	上位5桁 m ³ 表示	10L位
	下位1桁 100L表示	1L位

※電子式は対象外とする

4. メーターに使用する部品は、JIS規格等に適合した良質で無害な材料を用いるものとし、メーターケースの材質は鉛レス銅合金、内器は強度及び耐磨耗性に優れたプラスチックを主体としたもので、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
5. メーター上ケースのテーキング座には、局が別途に定めるメーター上ケースの刻印方法により刻印するものとする。刻印はテーキング座の中央に正確かつ明確に行うこと。中央に外れて刻印されたものについては、手直し又は取替えること。（[別紙]参照）
6. メーターケースの外側塗装は、材質が容易に見分けられる無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をすること。
メーター蓋色は、日本塗料工業会色番号 A69-50T（水色）とする。

第3章 水道メーター購入仕様書（フランジ式 口径50～100mm）

〔乾式(機械式・電子式)〕

1. 購入するメーターは、たて型軸流羽根車式の乾式の機械式又は電子式とする。
2. メーターの外観寸法は、次表を原則とする。

(単位：mm)

口径(mm)	50	75	100	備考
メーターの面間寸法(補足管含む)	560	630	750	
メーター本体寸法(補足管除く)	245	300	350	はん用型(統一型)
フランジ外径	186	211	238	
ピッチ円形	143	168	195	
取付穴とボルト数	φ19-4本	φ19-4本	φ19-4本	

注1) JIS B 8570-1.2013 附属書 JA 表 JA.6 によるたて型軸流羽根車式の面間寸法に準拠する。

2) メーター本体の材質は、鉛レス銅合金製とする。

3. メーター積算指示部の数字車の桁数及び機械式の場合の直読と円読の区分は、次表のとおりとする。

①機械式

口径(mm)	直読部	円読部
50～100	数字桁数 7桁	10L位 1L位
	上位6桁 m ³ 表示	
	下位1桁 100L表示	

②電子式

口径(mm)	50	75	100
m ³ 表示	6桁		
L表示	3桁		

受信器の桁数は、次表のとおりとする。

口 径 (mm)	50	75	100
m ³ 表示	5 桁		
L 表示	1 桁以上		

4. メーターの試験は、耐温度、耐湿度、耐静電気、耐衝撃、雑音及び耐外部磁気等について、JIS B 8570-2 7.11(2~12)の規定に適合するものでなければならない。
5. メーターフランジは上水フランジとする。
6. メーターに使用する部品は、JIS、計量法及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。メーター本体の材質は、鉛レス銅合金製とし、巣、きず、錆等がないものとする。
また、メーターの内部部品は、プラスチック、ステンレス等の不銹材質を主体としたものとし、水質に悪影響を及ぼさない、耐食性、耐摩耗性に優れた材料を用いるものとする。
7. メーター及び受信カウンターは、同一メーカーのものとし、電池は、それぞれ8年間以上の使用に耐えるものを内蔵するものとする。
8. 補足管は、流入口に異物の流入を防ぐステンレス等のストレーナーを設け、ダクタイトル鑄鉄製でエポキシ樹脂粉体塗装した伸縮管,又はメーターケースと同材質の標準補足管(無塗装)とし、局の承認を受けたものとする。補足管の種類は発注時に指定する。
9. メーターケースの塗装は、無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をすること。ダクタイトル鑄鉄製の伸縮管はエポキシ樹脂粉体塗装とし、塗装色は、日本塗料工業会色番号 AN-55 (グレー)。色相 N マルセル値 N5.5 とする。
メーター蓋色及びビクトリックジョイント塗装色は、日本塗料工業会色番号 A69-50T (水色) とする。

第4章 水道メーター購入仕様書（フランジ式 口径75～250mm）

〔電磁式（直読式・遠隔式）〕

1. 購入するメーターは、電磁式の直読式又は遠隔式メーターとする。
2. メーターの外観寸法は、下表を原則とする。

（単位：mm）

口径（mm）	75	100	150	200	250
メーター面管寸法 （補足管含む）	630	750	1,000	1,160	1,240
フランジ外径	211	238	290	342	410
ピッチ円形	168	195	247	299	360
取付穴とボルト数	φ19-4本	φ19-4本	φ19-6本	φ19-8本	φ22-8本

3. メーターの積算指示部の桁数は、下表のとおりとする。

口径（mm）	75	100	150	200	250
m ³ 表示	6桁		7桁		
L 表示	3桁		2桁		

受信器の桁数は、下表のとおりとする。

口径（mm）	75	100	150	200	250
m ³ 表示	5桁		6桁		
L 表示	1桁		無し		

4. メーターの試験は、耐温度、耐湿度、耐静電気、耐衝撃、雑音及び耐外部磁気等について、JIS B 8570-2 7.11(2～12)の規定に適合するものでなければならない。
5. メーターフランジは上水フランジとする。
6. メーターに使用する部品は、JIS、計量法及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。メーターケースの材質は、ステンレス製とし、巣、きず、鋳ばり等の欠点がないものとする。

7. メーター及び受信カウンターは、同一メーカーのものとし、電池は、それぞれ 8 年間以上の使用に耐えるものを内蔵するものとする。

8. 補足管は、流入口に異物の流入を防ぐステンレス等のストレーナーを設け、ダクティル鑄鉄製でエポキシ樹脂粉体塗装した伸縮管又はメーターケースと同材質の標準補足管（無塗装）とし、局の承認を受けたものとする。補足管の種類は発注時に指定する。標準補足管は口径 75 mm・口径 100 mmにて適用する。

9. メーターケースがステンレス製の場合は、無塗装を基本とする。補足管等がダクティル鑄鉄製の場合は、エポキシ樹脂粉体塗装とする。塗装色は、日本塗料工業会色番号 AN-55（グレー）。色相 N マルセル値 N5.5 とする。（特殊短管を使用する場合は別途打合せとする。）

メーター蓋色及びビクトリックジョイント塗装色は、日本塗料工業会色番号 A69-50T（水色）とする。

第5章 水道メーター更生仕様書

(口径 13~40 mm)

1. 更生とは、更生(修理)するメーターの再使用部品以外の部品を全て新品に取り替えることをいう。各口径の再使用部品は、次表のとおりとする。

口径(mm)	再 使 用 部 品
13~40	外部メーターケース(刻印されている年号に注意すること。)

2. 更生するメーターは、次表のとおりとする。

口径(mm)	接続方法	種 類 及 び 表 示
13	ネジ	種類⇒接線流羽根車乾式(機械式) 表示(直読式)⇒機械式:(デジタル表示)
20		
25		
30		
40	ネジ	種類⇒たて型軸流羽根車(機械式) 表示(直読式)⇒機械式:(デジタル表示)

3. 更生するメーターは、すべて分解して、さび、水垢等の付着物は除去し、鉛レス銅合金製以外は、表面塗装処理(焼付け樹脂コーティング)か表面改質処理を行い、適切な鉛浸出防止対策を施し、水質に悪影響を及ぼさないものとする。

また、鉛レス銅合金製以外の外面塗装については、サンドブラスト等で古い塗装を剥離させる。

4. 上ケースと下ケースの材質は、同一の材質とすること。

5. 新品に取り替える部品の材質は、各承諾図面に明示された部品(材質等含む)を使用するものとし、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有して、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。

6. 更生するメーターで、使用不能と断定できるものが発見された場合は、その理由を付して局に報告しなければならない。

7. メーターケースは、無塗装とする。表面改質処理の場合は、酸化防止処理をすること。

メーター蓋色は、1回更生は日本塗料工業会色番号 AN-55（鼠色）、2回更生は日本塗料工業会色番号 A95-60P（ピンク色）とする。

8. 更生時（修理時）の発生品を産業廃棄物として処分する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理すること。

9. 更生に関して、本仕様書に特記している場合を除き、各水道メーター購入仕様書に準拠して行うものとする。

附 則

この仕様書は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 15 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 17 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 19 年 3 月 15 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この仕様書は、平成 22 年 5 月 10 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、令和 2 年 1 月 6 日から実施する。

附 則

この仕様書は、令和 3 年 1 月 8 日から実施する。

附 則

この仕様書は、令和 6 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

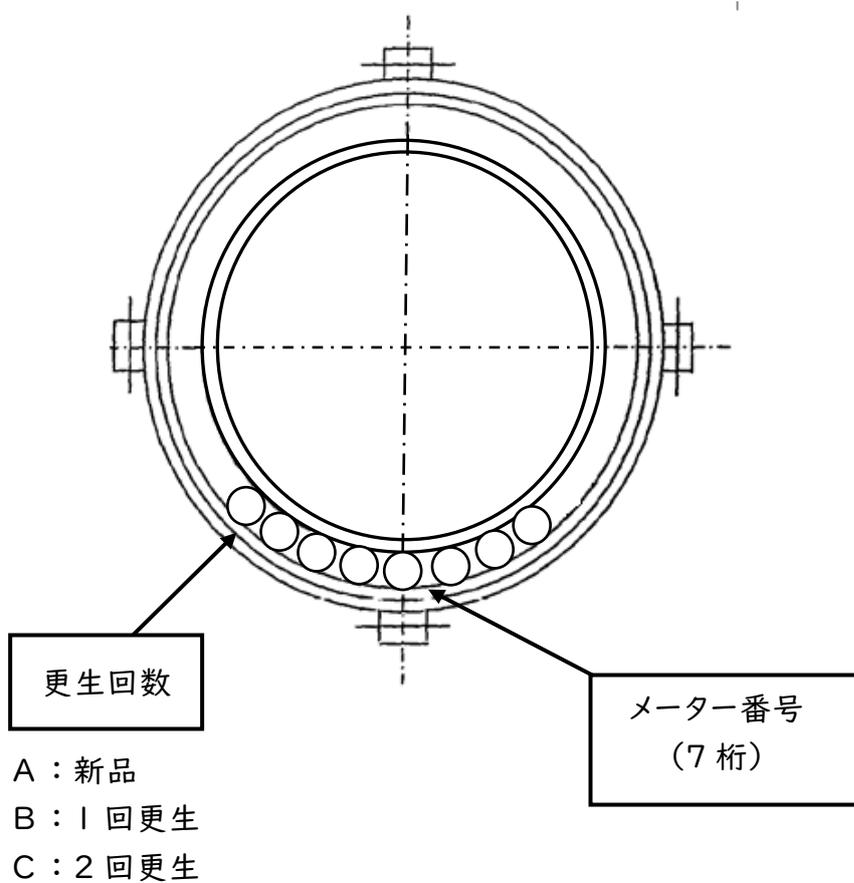
この仕様書は、令和 6 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この仕様書は、令和 8 年 1 月 5 日から実施する。

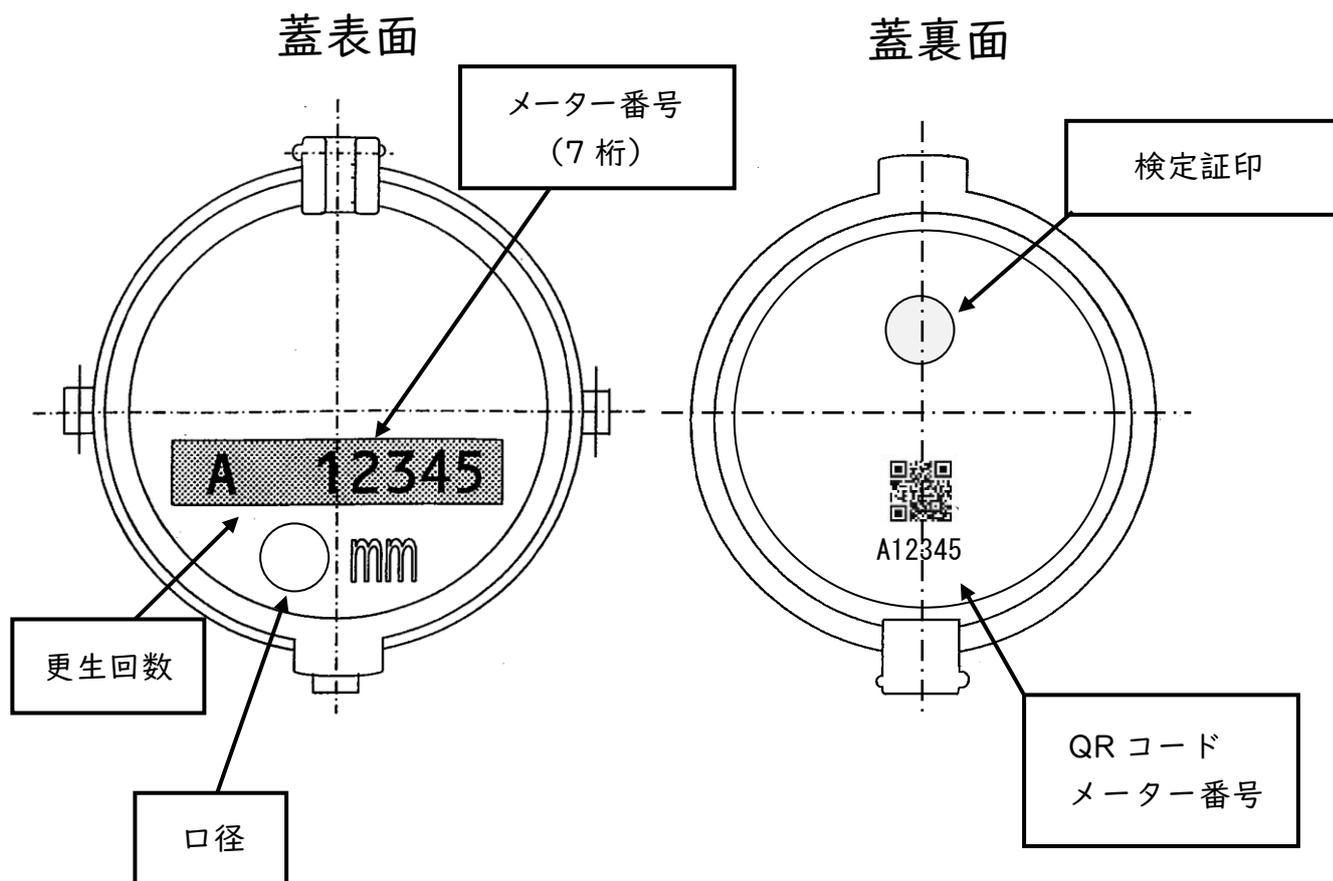
[別紙 1]

上ケース上面打刻位置



打刻深さは、更生時の切削にて再刻印が可能な程度の深さとする。

メーター蓋表示方法



・メーター蓋裏面の QR コード、検定証印の位置、更生回数、メーター番号の表示については、発注者と協議の上決定すること。

・メーター蓋色は、

A:新品 日本塗料工業会色番号 A69-50T(水色)

B:1回更生 日本塗料工業会色番号 AN-55(鼠色)

C:2回更生 日本塗料工業会色番号 A95-60P(ピンク色)

とする。

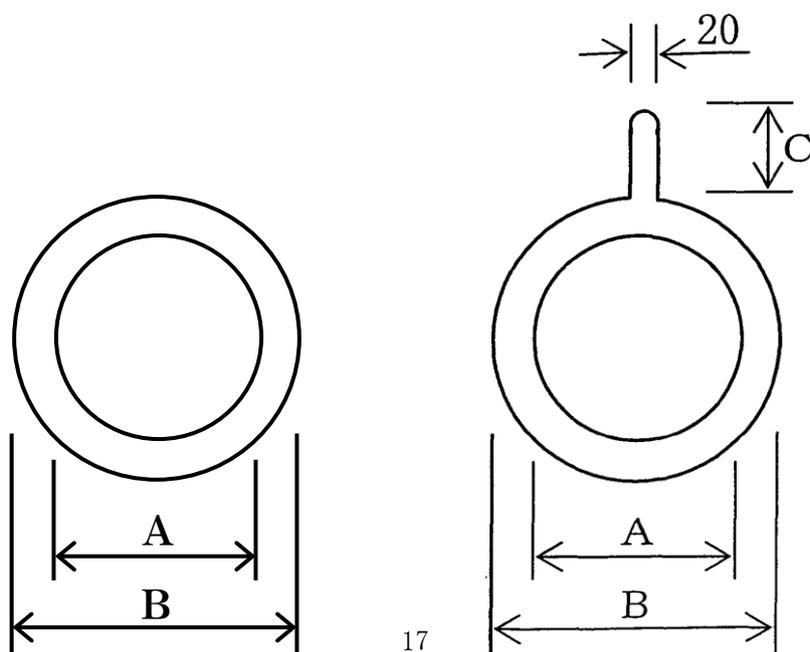
[別紙 3]

パッキン寸法図(標準)

(単位：mm)

種類	呼び径	A	B	C
ユニオン パッキン	13	14	23.5	—
	20	21	30	—
	25	25	38	—
	30	30	44	—
	40	40	56	—
	50	50	70	—

種類	呼び径	A	B	C
フランジ パッキン	50	50	120	80
	75	75	148	80
	100	100	175	80
	150	150	227	80
	200	200	279	80
	250	250	335	80



(様式1)

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

水道メーター納品明細書

水道メーター購入及び更生仕様書に基づく納品明細は、下記のとおりです。

記

1. メーカー型式	
2. 口径	
3. 型式承認番号	
4. メーター番号(局指定)	
5. 検定年月日	
6. 検定有効期限	
7. 試験水圧	
8. 数量	
9. その他	

年 月 日

氏名又は名称

更生用メーター預かり状況

水道メーター購入及び構成仕様書に基づく更生メーター預かり状況は、下記のとおりです。

口径	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計	差引 (在庫数)	
19	引渡(個)																			
	返却(個)																			
	納品(個)																			
	引渡(個)																			
	返却(個)																			
	納品(個)																			
	引渡(個)																			
	返却(個)																			
	納品(個)																			
	引渡(個)																			
	返却(個)																			
	納品(個)																			

※故障メーターの引渡し分は省く
※返却の場合は別途返却理由を提出すること

(様式3)

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

更生用メーター返却理由書

水道メーター購入及び更生仕様書に基づく更生不能メーターの返却理由は、下記のとおりです。

記

1. メーター番号	
2. 口径	
3. 数量	
4. 更生不能理由	
5. その他	